

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|--------------------------------|----------------|-------|
| 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5 | 特定入所者の負担限度額の認定 | 介護保険課 |

- 1 審査基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。